第6次桶川市障害者計画・第7期桶川市障害福祉計画・第3期桶川市障害児計画(案)に関する意見等の募集結果

番	項目等	意見等の概要	市の考え方
号	(ページ)	心儿可以例文	114.5 2.552
1	全体の構成	前期計画との相違、方向性の進歩などが全く分からないまま、市民に意見を求めるなど、上から目線が蔓延してみえる。ともに生きるのではなく、支援を施すという姿勢を改めるべきである。	内容における主な変更点につきましては、P5「3 計画策定に関する主な変更点」に掲載している内容を基本とし、「障害者計画」におきましては、「基本理念」から「基本目標」、「基本テーマ」、「基本施策」までが体系的に連なりを持つよう整理し、構成の見直しを行いました。 また、「障害福祉計画・障害児福祉計画」におきましては、国・県の指針に基づき、一部の事業内容をより細分化し、【サービス見込量】を新しく設定しました。 本計画におきましては、各内容の専門性が高く、多岐に渡り、また、情報量が多いことから、パブリックコメントにおいては案のみを公開することとしております。P5「5 計画の対象」に記載しております通り、障害者だけでなく、まちづくりに関わる全ての市民を対象に理解促進が必要と考えております。
2	計画の対象(P5)	① 障害者計画の対象者を、障害及び社会的障壁により継続的に 日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者、手帳を所持 している人に限定せず、「てんかんや高次脳機能障害、難病な どに起因する障害のある方、発達障害者自閉症、アスペルガ 一症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害な ども計画に含まれる、とありながら、「障害福祉計画」「障害	① 「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」におきましては、障害福祉サービスにおける具体的な目標値を設定することとされているため、対象者を福祉サービス給付の対象となる方に限定しております。② 障害福祉サービスの給付対象にならない方等に

		児福祉計画」では、対象者を限定している。	つきましても相談支援等の利用は可能であり、
		② 障害者計画からはじかれる対象者への認識も支援もない。こ	本計画の対象に含まれております。
		れらを対象にした計画をきちんと作るべきである。	
		① 障害者や地域住民の代表、学識経験者、関係機関代表等によ	① 案においては掲載しておりませんが、計画の完
		り構成される策定委員会を設置し、計画案の検討を行うとある	成版には策定委員会の実施状況及び構成委員等
		が、策定委員会のメンバーの構成(男女、当事者、当事者団体を	掲載する予定です。
		過半数入れるなど)の配慮がされたか否かも不明である。合理的	また、会議の場における合理的な配慮は実施
3	 計画策定体制(P6)	配慮をされたか否か、その部分の記述をすべきである。	しました。
	#1 m3 (2 3)		
		② ニーズ調査は、数値目標に影響するが、明確でない。	② ニーズ調査の結果につきましては策定委員会の
			中で公表し、数値目標についても審議していた
			だいております。また、完成版においても資料
			編として公開することとしております。
4	桶川市の障害者の状	その他の項目などを設定し、対象とした者の推定数と根拠などを	いただいたご意見は、今後のパブリックコメント実
	況 (P7)	明記すべきである。	施の際に参考とさせていただきます。
	障害者計画	「高次脳機能障害のうち、精神障害であることが確認された場合	「高次脳機能障害のうち、各障害手帳所持者または
5	「(6) 高次脳機能障害	に障害者総合支援法の給付対象となります。」という記載は、誤	診断書等で精神障害であることが確認された場合
	者」(P11)	解を招かない適切な表現に変更して下さい。	に障害者総合支援法の給付対象となります。」に変
			更させていただきます。
	障害者計画	障害児の発達支援のインクルージョンの推進で、保育だけでな	障害福祉計画内 P30 施策の体系 基本テーマ 2 の
	基本テーマ 2 (P20)	く小中学校との連携や障害児も通常学級で学べるインクルージ	(3) インクルージョンの推進にて交流教育の推進、
6	「障害児の発達支援」	ョン教育にも力を入れるべきではないか。小中学校で通常学級で	教職員の発達障害等に対する理解及び指導力向上
		学ぶという視点が欠けていないか。	のための研修等の充実を定めておりますことから、
			現行のとおりといたします。
7	障害者計画	① 障害児の発達支援、教育環境の拡充に、インクルージョン教	① 障害福祉計画内 P30 施策の体系 基本テー
	基本テーマ 2 (P20)	育が触れていない。また、インクルージョンの推進を狭くと	マ 2 の (4) インクルージョンの推進にて交流
	「障害児の発達支援」	らえている。	教育の推進、教職員の発達障害等に対する理
		② 教育、社会生活そのもののインクルージョンは、「ともに学ぶ」	解及び指導力向上のための研修等の充実を定

		事が中心であり、遊ぶ、保育などのみに限定するのは誤りで	めておりますことから、現行のとおりといた
		ある。	します。
		③ インクルージョンを障害児の発達支援に限定するのではな	② ①同様、施策の体系で交流教育の推進、混合
		く、「ともに生きる」ために、障害のあるなしにかかわらず、	保育の促進、発達支援と子育て支援の連携強
		学ぶ環境の拡充、保護者と当事者の意思の尊重を保障する環	化などを定めており、学ぶ、保育などのみに
		境整備、などを明記する必要がある。	限定しないインクルージョンの推進を図って
			います。
			③ 1つ目の「学ぶ環境の拡充」についてですが、
			P30 施策の体系 基本テーマ 2 の (3) 教育環
			境の拡充において、就学相談や教育相談の充
			実などを図るよう定めておりますので、現行
			のとおりといたします。
			2つ目の「保護者と当事者の意思の尊重を保
			障する環境整備」についてですが、ご意見を
			踏まえ、P20 基本テーマ 2 障害児の発達支援
			④インクルージョンの推進の4行目の最後
			に、「また、保護者と児童の意見を尊重する環
			境を整備します。」と追記いたします。
			※あわせて、基本テーマ2の上段1行目の「障害
			の原因となる疾病の予防と早期発見、」を、「疾
			病の予防と障害の早期発見、」に、2~3行目
			の「…地域療育体制による発達支援、精神的な
			支援を行う相談支援等の体制…」を、「…地域
			療育体制による心身の発達支援等の体制・・・」と
	陸中本計画	短礼は おうの大中に これべい 短れの人类のよりできばる	修正し、文言の整理をさせていただきます。
8	障害者計画	福祉サービスの充実と一元化では、福祉や介護の成り手を増や	障害福祉計画内 (P46) 1.計画の基本的な考え
	基本テーマ3	す取り組みをしなければ、サービス継続が難しいのではないか。	方(6)障害福祉人材の確保・定着において、サ

	「福祉サービスの 充実と一元化」(P21)		ービス提供体制の確保と併せて、それを担う人材 確保・定着を図るよう定めておりますことから、 現行のとおりといたします。
9	障害者計画 基本テーマ3 「福祉サービスの 充実と一元化」(P21)	① 一元化の意味が不明。② 当事者にとって、サービスは多様化すべきであり、相談、支援など複数のツールがあるのではないか。	① 一元化とは、P21①の相談先を1か所に集約することを意味しており、多様な障害福祉サービスの入り口となる相談先を明確にし、利便性を向上させることを目的としています。これを踏まえ、「①福祉事務所・・(略)地域のネットワークづくりによる一元化を進めます」に変更させていただきます。 ② サービスとしては複数のツールがあり、利用者個々人の状況に応じて、多様に実施しております。
10	基本テーマ 4 「雇用・就労の促進」 (P22)	① 難病に対する記述と取り組みを明確にすべきである。	① P5「5計画の対象」に記載してあります通り、 本計画においては難病者も対象としています。
11	基本テーマ 5 「相互理解と交流の 促進」(P23)	① ボランティア活動をすべて社会福祉協議会に任せてしまうのは、市の主体性がない。所管課を自治振興課など、独立して設置すべきである。② 障害者団体の育成や障害者サロン等の自主活動の促進も、社会福祉協議会と市と両面から取り組まない限り、現状の打破は困難である。地域的にも、市役所にもサロンが開ける環境が望ましい。	① 現状における実施機関として記載していますが、計画の推進にあっては市も関与するものと考えておりますことから、現行のとおりといたします。② いただいたご意見を参考にさせていただきながら、引き続き計画の推進を図って参りますことから、現行のとおりといたします。
12	障害者計画 基本テーマ 6 「生活環境の整備」 (P24)	生活環境の整備では、バリアフリーマスタープランの作成に向けた取り組みが必要ではないか。また、福祉避難所への直接避難所と同等の対応ができる指定避難所整備に取り組むべきではないか。	現在当市では、都市計画マスタープランの作成を行っており、その中でバリアフリーについても取り組むよう調整を図っているところです。 避難所の取り組みについては、P36「避難所の周知及び体制整備」内において、取り組んで参りますこ

			とから、現行のとおりといたします。
13	障害者計画 基本テーマ 6 「生活環境の整備」 (P24)	 ① 住環境や移動・交通手段を整備し、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めるとともに、情報の取得と利用及び意思疎通支援を推進します、とあるが、現状からの改善などが不明である。 ② 障害者等、災害時に必要となる支援体制の構築等、具体的な防災対策を進めるだけでなく、第一次避難が可能な福祉避難所を創設するなどの具体的方針を明記する。 ③ 障害者向け住宅の確保及び改修支援、移動・交通手段の整備等も、具体的目標につながるものが必要である。 ④ 市内循環バス障害児・者無料化事業の充実に、路線バスも加える。市内循環バスだけでは、移動困難な場合、合理的配慮に欠ける ⑤ 防災対策の推進では、一次避難所からの福祉避難所の創設を入れる。今回の震災でも、多くの課題となっており、見直しが必要である。 	この計画では施策の方向性として記載しているものです。具体的な施策や取り組みについては本計画の方針に則り、状況に即しながら取り組むものとしています。 以上のことから、現行のとおりといたします。
14	障害者計画 基本テーマ 3 「(1) 相談支援体制・ 情報共有の拡充」 (P31)	脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり、介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者の方も含め、高次脳機能障害への相談支援体制を充実されていくための施策を記して下さい。	P31 施策の体系 基本テーマ 3 の (1) 相談支援体制・情報共有の拡充において「総合相談の充実・重層的支援体制の構築」「精神障害者への包括的な支援」「関係機関等との連携による要支援者の把握」に含まれるため、現行のとおりといたします。
15	障害者計画 基本テーマ3 「難病・発達障害・高 次脳機能障害に対す る支援の充実」(P32)	高次脳機能障害について、国の障害者基本計画や基本方針、さらに「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性」に記されていることを念頭に置いて、支援体制を充実させていってください。	P21①のとおり、支援体制を充実させてまいりますので、現行のとおりといたします。
16	障害者計画 基本テーマ 4 「高次脳機能障害者 支援センターとの連	高次脳機能障害など、「中途障害者の就労支援」を施策に位置づけて下さい。	これまでも中途障害者を含むものとしていることから、表現を一部のみ変更いたします。 P22 基本テーマ4 雇用・就労の促進 「①雇用の促進」就労の機会の提供及び職場定着に

	携」(P32)		向け、障害者就労支援センター等との連携を強化し
			ます。
17	桶川市障害福祉計画 (P45)	① 計画の基本的考え方で、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携、とあるが、実体としてその住みわけや役割が明確でなく、より具体的な記述とすべきである。② 計画策定当事者は、市内の障害者の一人一人の状況を熟知しているはずである。それぞれの具体的自立や生活を考えた場合は、どのような支援や目標が見え、それぞれの積み上げが数値目標にもなっていなければならないはずだが、それが見えてこない。希望が見えないので、コメントできない。	の機能につきましては、その機能と役割について障害者総合支援法で規定されている事業となっているため、本計画においては、現行のとおりといたします。
18	数値目標 (P49)	① 全ての数値目標が、現状の施策肯定から出発している。これまでの取り組みの反省点から設定していないので、意味のない数値目標である。② この目標を誰に対して説明するのか、当事者にとってどのような意味があるのか、わかりやすく説明すべきである。	に基づいた設定となっております。具体的な反 省点等につきましては、事業推進の中で改善に
19	障害福祉計画 「②自立訓練(機能訓 練)」(P65)	身体障害のない高次脳機能障害への自立訓練(機能訓練)を桶川 市内でできるような体制を整備していく、または、支援の実績の さいたま市の施設を活用するといったことを記して下さい。	障害福祉サービスは桶川市・上尾市・伊奈町との圏 域で取り組んでおり、機能訓練は埼玉県リハビリテ ーションセンターで行っておりますことから、現行 のとおりといたします。
20	障害福祉計画 「③自立訓練(生活訓	高次脳機能障害の方には、埼玉県総合リハビリテーションセンタ 一の自立訓練(生活訓練)も活用して支援をしていくことを記し	上記同様の理由により、現行のとおりといたします。

	練)」(P66)	て下さい。	
21	障害者計画 障害福祉計画 基本テーマ 2 「5. 障害児支援の提 供体制の整備等」 「(5) 障害児通所支 援、障害児入所支援 等」(P79)	高次脳機能障害児への支援体制を充実させていくのに、どのような施策を整備していくのか、計画に記してください。	現状も児童発達支援、放課後等デイサービス等支援 体制を整備しておりますが、ご意見を参考に支援体 制の充実に努めることとし、現行のとおりといたし ます。
22	障害福祉計画 「生活介護」(P64) 「短期入所」(P72) 「共同生活援助」 (P74)	見込み量のところで「重度障害者」と一括りにするのではなく、 国の基本指針に示されているように、強度行動障害や高次脳機能 障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者 について個別に利用者の見込みも記して下さい。	現状では重度障害者の範囲を正確に定める定義がないことから、個別の障害について記載することが難しいため、現行のとおりといたします。
23	障害福祉計画 「(1) その他の事業」 (P97)	知的障害や高次脳機能障害などで道に迷ってしまう方への施策として、桶川市「徘徊高齢者等家族支援サービス事業」と同等の事業を位置づけて下さい。	新規事業の見通しについては掲載を見合わせますが、必要性は承知いたしました。P21 の家族支援等の一環として取り組んで参りますことから、現行のとおりといたします。
24	障害者計画 計画の推進体制 (P39)	 ① 「年度ごとに各主管課等において実績に基づく分析及び評価を行い」の後に、「その都度、これを公表し」を入れる。情報の共有や理解促進と述べても、実体が必要である。 ② PDCAとあるが、check は公表によって第三者の目も重要となる。大きな図解でいかにもわかりやすいように描いているが、これを5要素としていただきたい。 	① 各主管課における分析及び評価の結果について、現状では策定委員会で公開し意見を募っております。公表方法等については、今後検討してまいりますので、本計画においては、現行のとおりといたします。② 計画策定に当たり、策定委員のご意見をいただいております。本計画においては、現行のとおりといたします。